

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

別表六の二十三
平二十一・四・一以後開始連結事業年度分

調整前連結税額超過額の計算							
各連結法人の当該税額 控除可能額の合計額	1	(53の①)	円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(2)のうち少ない金額	3	円	
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2			調整前連結税額超過額 (1) - (3)	4		
調整前連結税額超過構成額の明細							
措法第68条の 15の2第1項 各号の該当号	連結事業年度又は事業年度			当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額		
				①	②		
第1号	前期繰越分	・	・	5	総額	円	
		・	・	6	特別		
		・	・	7	総額		
		・	・	8	特別		
		・	・	9	総額		
		・	・	10	特別		
		・	・	11	総額		
		・	・	12	特別		
		・	・	13	総額		
		・	・	14	特別		
	・	・	15	総額			
	・	・	16	特別			
	計			17	総額		
				18	特別		
	当期分			19	総額	別表六の二(三)「9」	
				20	特別	別表六の二(三)「16」	
	第2号	前期繰越分	：	：	21		
			：	：	22		
：			：	23			
：			：	24			
：			：	25			
：			：	26			
計			27		別表六の二(四)「13」		
当期分			28		別表六の二(四)「5」		
第3号	当期分			29		別表六の二(五)「16」	
第4号	前期繰越分	：	：	30		別表六の二(七)「30」	
		：	：	31		別表六の二(七)「31」	
	当期分			32		別表六の二(七)「25」	
第5号	前期繰越分	：	：	33		別表六の二(八)「30」	
		：	：	34		別表六の二(八)「31」	
	当期分			35		別表六の二(八)「25」	
第6号	前期繰越分	：	：	36		別表六の二(九)「33」	
		：	：	37		別表六の二(九)「34」	
	当期分			38		別表六の二(九)「28」	
				39		別表六の二(九)「48」	
第7号	前期繰越分	：	：	40		別表六の二(十)「31」	
		：	：	41		別表六の二(十)「32」	
		：	：	42		別表六の二(十)「33」	
		：	：	43		別表六の二(十)「34」	
	当期分			44		別表六の二(十)「26」	
第8号	前期繰越分	：	：	45		別表六の二(十一)「31」	
		：	：	46		別表六の二(十一)「32」	
		：	：	47		別表六の二(十一)「33」	
		：	：	48		別表六の二(十一)「34」	
	当期分			49		別表六の二(十一)「26」	
第9号	前期繰越分	：	：	50		別表六の二(十二)「30」	
		：	：	51		別表六の二(十二)「31」	
	当期分			52		別表六の二(十二)「25」	
合計			53		(4)		

別表六の二(十三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「第1号」の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。
- 3 「法人税額超過構成額②」の各欄には、「調整前連結税額超過額4」の金額が控除可能期間（措置法第68条の15の2第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前連結税額超過額を構成する金額を記載します。